

かめろうき会報

令和5年6月号（第184号）

全国安全週間における安全セミナー開催される

全国安全週間における安全セミナーは、亀戸労働基準監督署、公益社団法人東京労働基準協会連合会亀戸労働基準協会支部、建設業労働災害防止協会江東分会、一般社団法人東京都江東産業連盟、陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会深川支部、同東京都支部会城東支部の共催により去る6月8日（木）、亀戸文化センターカメラホールで216人の方々が参加され開催されました。

初めに、共催者を代表して、亀戸労働基準監督署 坂本署長、一般社団法人東京都江東産業連盟 柳澤専務理事が挨拶されました。

次第に基づき、「全国安全週間実施要綱について」を亀戸労働基準監督署 佐藤安全衛生課長から説明されました。

「第14次東京労働局労働災害防止計画のスタートについて」及び「転倒災害防止対策がマンネリ化していませんか？」を、亀戸労働基準監督署 中村労働基準監督官から説明されました。

休憩後、特別講演「アフターコロナ時代の安全衛生活動」を中央労働災害防止協会健康快適推進部審議役・衛生管理士 三觜様に講演をいただきました。



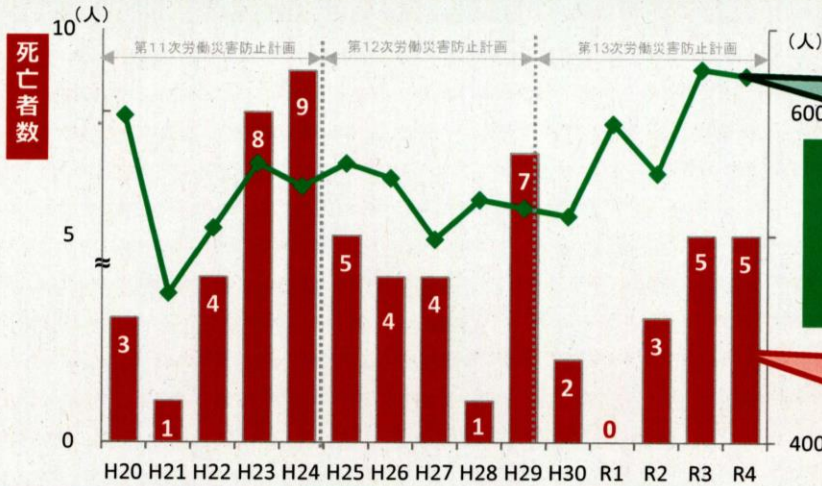
令和4年確定版

亀戸労働基準監督署管内の労働災害発生状況

(R5.5)

平成20年以降の労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症
り患によるものを除く



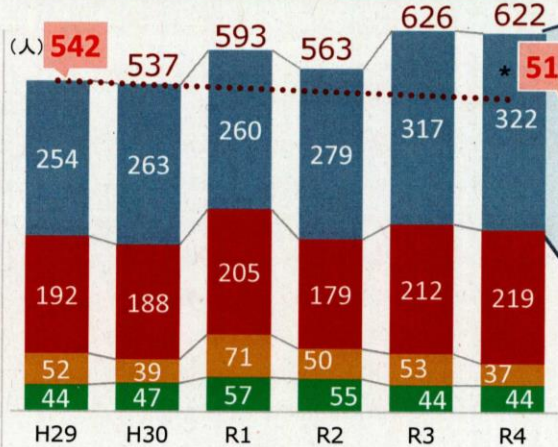
令和4年死傷者数

622人

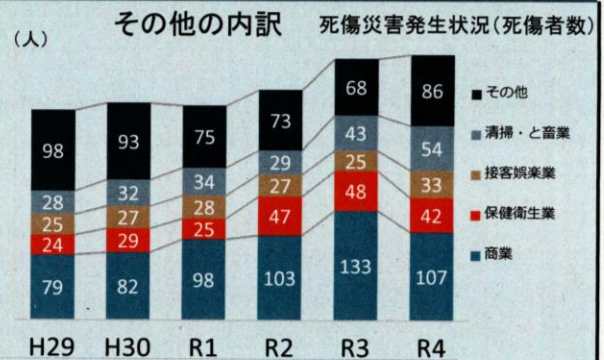
令和4年死亡者数

5人

13次防期間（平成30年度～令和4年度）の業種別の死傷災害発生状況



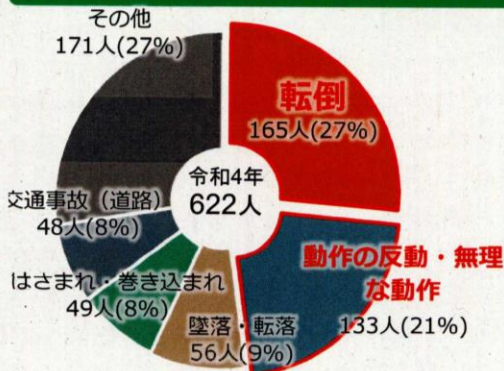
■ 製造業 ■ 建設業 ■ 運輸交通業・貨物取扱業 ■ その他
..... (13次防目標値)



- 13次防の目標としては、14.8%増加となったことにより目標は達成できなかった。
- 建設業は前年比30.2%減少。
- 運輸交通業・貨物取扱業が全体の35%。

* : 第13次労働災害防止計画 (13次防) では「死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少」させること等を目標に掲げていた。

事故型別の死傷災害発生状況 (令和4年)



業種別の死亡災害発生状況 (令和2年～令和4年)

建設業	7件
運輸交通・貨物取扱業	3件
製造業	1件

死亡災害事例は裏面をご覧ください。

亀戸労働基準監督署管内の死亡災害事例（令和2年～令和4年）

業種	年月	事故の型	起因物	職種	年代	経験年数	災害の概要
卸売業	R4年 9月	転倒	通路	作業員	60歳代	30年以上	マイナス25度の冷凍庫内において、通路を歩いていた被災者が足を滑らせて後方に倒れ頭を強打した。病院に搬送され治療を受けたものの、後日死亡した。保護帽は着用していなかった。
化学工業	R4年 2月	飛来、落下	石、砂、砂利	製造部員	30歳代	10年以上 20年未満	製造したアスファルトを貯蔵するサイロ内にてサイロの補修作業を行っていたところ、事務所内にてプラント操作を行っていた労働者がボタン操作を誤り、別のサイロに投入すべきアスファルトが、被災者が作業を行っているサイロに投入され被災者が圧迫されたもの。
建築工事業	R4年 2月	墜落、転落	屋根、はりもや、けた合掌	解体工	20歳代	1年以上 5年未満	解体工事現場において、2階屋上で養生シートを設置していたところ、天窓を踏み抜き墜落したもの。
道路貨物運送業	R4年 2月	墜落、転落	エレベーター、リフト	作業員・技能者	50歳代	10年以上 20年未満	垂直搬送機の2階部分においてエラーが発生したと連絡を受けたため、原因を探るために垂直搬送機昇降路内部を事業場の2階フロアから目視にて確認していたところ、昇降路内部に墜落したもの（高さ約8m）。
建築工事業	R4年 1月	墜落、転落	足場	とび工	30歳代	10年以上 20年未満	足場解体作業に伴い、足場の10層目付近にて足場のメッシュシートを外す作業を行っていたところ、足場から墜落したもの。
土木工事業	R3年 12月	転倒	その他の乗物	作業員・技能者	50歳代	20年以上 30年未満	被災者と船の運転者の2名で、しゅんせつ工事によって発生した土砂を船で所定の処分場へ捨てに行く作業を行っていた。土砂を捨て終え、船は工事現場まで戻ってきたが、被災者が船から出たことのために元請職員らが確認したところ、被災者が船上でうつ伏せに倒れていた。
土木工事業	R3年 10月	おぼれ	水	管理者	60歳代	20年以上 30年未満	被災者は海上にて海底地盤改良工事を行っている大型作業船での作業を終え事務所に戻するため、大型作業船から交通船に乗船し、海上を移動していた。移動中、被災者が船外に出たところ船が横波を受け、その揺れにより被災者は落水した。
清掃と畜業	R3年 9月	はさまれ、巻き込まれ	混合機、粉砕機	その他の	60歳代	10年以上 20年未満	被災者はつかみ機で廃棄物を粉砕機に投入する作業を行っていた。粉砕機に廃棄物が詰まったため粉砕機を停止し、同僚と二人で詰まりの除去を行っていた。その後、粉砕機の再起動により、被災者がホッパー内で左足を巻き込まれた。
道路貨物運送業	R3年 8月	交通事故（道路）	トラック	貨物自動車運転者	20歳代	5年以上 10年未満	最大積載量13tトラックで高速道路下り線を走行中、停車中の先行トラックに追突した。先行2台を含む計3台の玉突事故。追突の衝撃で被災者のトラックの運転席は大きく損傷し、救出され搬送されるも胸部を強く打ち死亡した。
道路貨物運送業	R3年 3月	はさまれ、巻き込まれ	トラック	管理者	50歳代	20年以上 30年未満	自社駐車場内で、トラックが逸走したことにより運転席ドアが駐車場出入口のポールに押され、被災者が車体との間に挟まれた。
土木工事業	R2年 8月	おぼれ	水	潜水夫	60歳代	30年以上	被災者は、下水処理施設の工事において、資材を水路内に吊り下ろす作業のため潜水していたところおぼれた。
建築工事業	R2年 4月	墜落、転落	足場	とび工	50歳代	10年以上 20年未満	被災者は、工事用エレベーターを設置するため、既設のくさび緊結式足場の一部を解体する作業中、足場と躯体の隙間から地階まで墜落した。
その他の建設業	R2年 1月	交通事故（道路）	乗用車	電工	60歳代	30年以上	被災者は建設現場での作業を終え、普通貨物自動車を運転し、次の現場へ向かう途中、対向車線に飛び出し、歩道橋の橋脚に衝突した。



亀戸労働基準監督署



厚生労働省

ひとくらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京労働局・労働基準監督署

時間外労働の上限規制が、令和6年4月から建設事業者にも適用されます。対応に向けた取り組みをお願いします。

建設事業者のための



...参加費無料...

働き方改革関連法説明会(7~10月実施)

労働基準監督官が、
わかりやすく説明します！

所要時間：1時間~2時間程
(会場によって異なります)

中央監督署

7/27(木)

オンライン開催
Microsoft Teams 使用

渋谷監督署

8/22(火)

オンライン開催
Microsoft Teams 使用

足立監督署

8/29(水)

オンライン開催
Microsoft Teams 使用

オンライン開催なので、どこからでも参加可能です

亀戸監督署

①7/12(水)
②8/28(月)
③9/26(火)

【会場】
亀戸署会議室

三田監督署

①7/21(金)
②8/8(火)

【会場】
三田署会議室

大田監督署

①7/21(金)
②8/29(火)

【会場】
大田署会議室

渋谷監督署

①7/26(水)
②9/27(水)

【会場】
渋谷署会議室

立川監督署

7/26(水)

【会場】
立川署会議室

王子監督署

①7/26(水)
②8/2(水)

【会場】
王子署会議室

江戸川監督署

7/26(水)

【会場】
江戸川署会議室

三鷹監督署

①7/27(木)
②8/29(火)
③9/26(火)

【会場】
三鷹署会議室

八王子監督署

①7/28(金)
②8/25(金)
③9/22(金)

【会場】
八王子署会議室

品川監督署

①8/7(月)
②10/13(金)

【会場】
品川署会議室

中央監督署

8/18(金)

【会場】
中央署会議室

新宿監督署

8/23(水)

【会場】
新宿署会議室

青梅監督署

①8/23(水)
②9/21(木)

【会場】
青梅署会議室

町田支署

8/15(火)

【会場】
町田支署会議室

池袋監督署

8/23(水)

【会場】
池袋署会議室

向島監督署

8/23(水)

【会場】
向島署会議室

上野監督署

10/18(水)

【会場】
上野署会議室

進めよう！
ケンセツの
働き方改革
TOKYO

● 説明内容

✓ 時間外労働の上限規制への対応方法 など

※説明会によって説明内容に多少変更がございます。

※ 実施日、会場などは変更することがあります。参加方法など、詳細は裏面連絡先の各労働基準監督署までお問い合わせください。

各労働基準監督署連絡先

中央労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-5803-7381
上野労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-6872-1230
三田労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3452-5473
品川労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3443-5742
大田労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3732-0174
渋谷労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3780-6527
新宿労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3361-3949
池袋労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3971-1257
王子労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-6679-0183
足立労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3882-1188
向島労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-5630-1031
亀戸労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3637-8130
江戸川労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-6681-8212
八王子労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：042-680-8752
立川労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：042-523-4472
青梅労働基準監督署	連絡先 監督係	電話：0428-28-0058
三鷹労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：0422-67-0651
八王子労働基準監督署町田支署	連絡先 監督係	電話：042-718-8610

Web方式による開催については、労働局の受付サイトで参加を受け付けています。「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」検索して直接お申し込みください。

※説明会の概ね1か月前から登録可能です。

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

×

🔍 検索

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円
→ 助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円 × 9/10)
(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

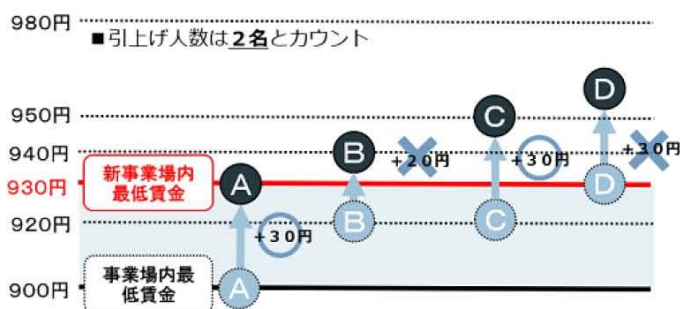
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部または賃金課までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この夏、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をまとめた「生産性向上のヒント集」が公開されています。

生産性向上のヒント集

業種別・業種横断的な事例を掲載しています。

1 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成）【PDF形式：7.312KB】

2 生産性向上のヒント集（令和3年3月作成）【PDF形式：9.625KB】

生産性向上のヒント集

業種別・業種横断的な事例を掲載しています。

1 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成）【PDF形式：7.312KB】

2 生産性向上のヒント集（令和3年3月作成）【PDF形式：9.625KB】



【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の健康状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの積搬によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施経緯
利用者の健康状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）

<導入前>

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

<導入後>

削減できた時間で、記録作成、薬品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、薬品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、巡回でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動で1人で車両に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

生産性向上のヒント集 検索

業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

企業概要
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

（※）画像の水蒸気を用いて調理を行う蒸気調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

導入後

メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

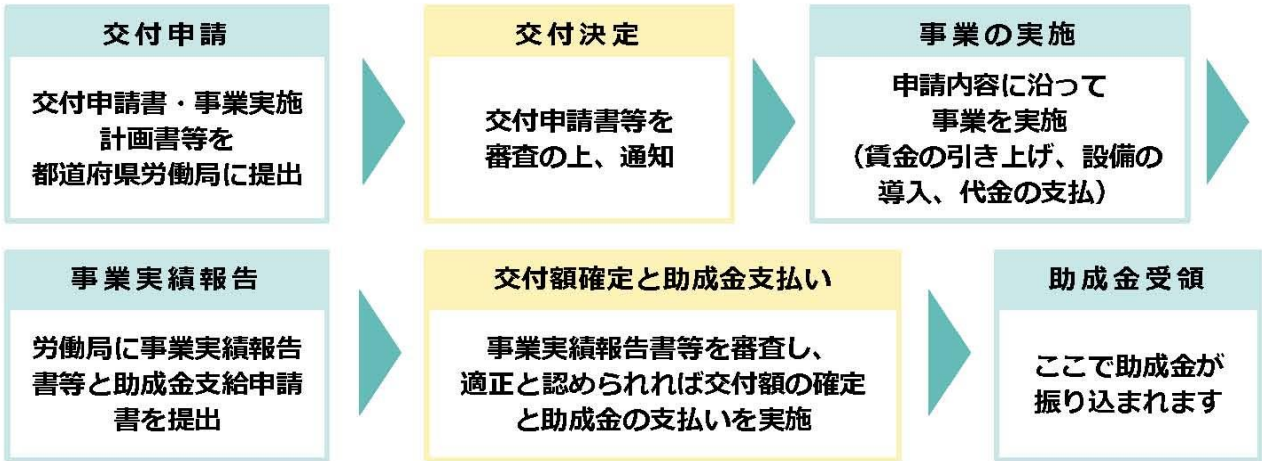
実施内容
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロスも減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることがなくなり、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方



自分らしい夏休みで
素敵な体験をたくさんしよう。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進
特設サイト ▶



Refresh!

もっと自分らしい
働き方

休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

令和5年度定期総会報告

令和5年度定期支部会員総会が、5月25日アンフェリシオンにおいて65社の出席をいただき開催されました。石井支部長の挨拶、規約により石井支部長が議長に選任され、総会成立報告の後、議事に入りました。

第1号議案 令和4年度事業報告並びに収支決算承認に関する件
会計監査報告

第2号議案 令和4年度収支決算による残金処分に関する件

第3号議案 令和5年度事業計画並びに収支予算承認に関する件
全議案について原案通り承認されました。

全議案審議、及び報告事項の終了後、公務ご多忙の中、ご来賓としてご出席いただきました亀戸労働基準監督署長の坂本直己様からご祝辞をいただき令和5年度定期支部会員総会を終了いたしました。



総会終了後、別室に会場を移し、懇談会が石井支部長の挨拶、来賓ご挨拶を亀戸労働基準監督署副署長澤村敬太様より、公益社団

法人東京労働基準協会連合会安全衛生研修センター次長工藤滝様よりご祝辞をいただき、吉田副支部長の乾杯の音頭により懇談会が和やかに行われ、ご来賓、会員皆様の親睦を深めていただき、盛会のうちに奥田副支部長の締めにより懇談会は終了いたしました。



石井支部長



工藤研修センター次長



令和5年度定期総会議事報告

令和5年度定期支部会員総会に提出した議案につきまして、審議により承認されました令和5年度事業計画等についてご報告いたします。

令和5年度事業計画

事業方針

- 1 令和5年度労働基準行政の重点対策推進への支援
- 2 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働関係法、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法等の社会保険関係法の周知
- 3 労働条件の確保・仕事と生活との調和のとれた働き方を可能とする労働環境整備等施策への支援
- 4 労働災害防止及び健康確保に関する講習会や説明会の開催
- 5 全国安全週間及び全国労働衛生週間に関する説明会の開催
- 6 健康づくりをはじめとする心身の健康管理のための施策への支援
- 7 中小企業事業場における労務管理及び安全衛生管理体制のアップデートへの支援
- 8 新規入会の促進
- 9 会報の編集発行

令和5年度主要行事計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日

亀戸労働基準協会支部

	事業名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	開催内容
1	会計監査	○												令和4年度会計監査
2	支部幹事会	○												議案審議
3	支部会員総会		○											議案審議
4	賀詞交歓会										○			新春賀詞交歓会
5	雇入時安全衛生教育研修	○												安全衛生教育、ビジネスマナー
6	新規労務担当者講習会			○										労基・安全衛生・労災・雇用・関係法・手続等
7	人事労務・厚生担当者実務講習会							○						健康保険・厚生年金・雇用保険関係法・手続関係等について
8	労基法セミナー							○						労働基準法関係
9	KYT講習会											○		労働基準法関係
10	労災保険実務担当者講習会											○		労災保険給付について
11	全国安全週間における安全セミナー			○										令和5年度全国安全週間実施要項説明会
12	労働衛生セミナー						○							令和5年度全国労働衛生週間実施要綱説明会
13	会報発行	○		○			○			○	○			啓蒙宣伝

報告事項

(公益社団法人) 東京労働基準協会連合会 (以下「東基連」) 亀戸労働基準協会支部 (以下「当支部」) は、亀戸労働基準協会 (以下「当会」) として昭和 34 年 5 月に発足以来、亀戸労働基準監督署 (以下「監督署」) が推進する労働基準行政の協力機関として、監督署の指導、支援を得て会員事業場の健全な発展のために努めて参りました。

平成 23 年 4 月に東基連は公益法人制度の改革に伴い東京都知事より認定を受け、公益社団法人として事業活動を開始するとともに、翌 24 年度からは都下の公益事業を安定的に遂行するため、各地区労働基準協会との組織統合を含めた業務見直しの検討を進めることになりました。その結果、平成 28 年 4 月 1 日には東京都内にある 18 労働基準協会のうち 7 協会が統合し東基連の支部として発足しました。

そのような流れの中で当支部においても慎重に検討を重ねて、令和元年 7 月 1 日に東基連と組織統合して東基連の支部となりました。その結果、東基連は現在 10 支部となっています。

当支部の事業活動と支部運営は、統合前と変更はございません。支部財政につきましても収入は会員の年会費が主であり、支出は事務所運営費と事業活動費であることに変わりございません。また、本部に係る収支は実質上なく、支部での収支完結となっています。

しかし、当支部の会員数は減少傾向が続いており会費収入も減少していますので、他支部と同様に、財政面では年々厳しさが増しております。そのような中で、会員サービスを維持向上するための支出抑制の一環として、令和 2 年 8 月の東基連事務局長会議において東基連本部から、支部の事務所統合について提案がございました。

合同事務所の意味合いをご説明させていただきます。合同事務所化は東基連の複数近隣支部が同じ事務所に入居し、活動を継続するという取り組みです。ですから、支部を統合するわけではありませんし、各支部の事務局長は従来どおりそれぞれに配置されます。

各監督署に対応した東基連各支部の機能を存続させて、講習会などを充実させて会員のお役に立つという支部の基本姿勢を保持することが各支部の使命です。会則は、事務所は亀戸監督署管内に置くとなっていますので、事務所移転するために会則の改正が必要になり、昨年令和 4 年の総会で会則の改正を行い、

「第 3 条 支部の事務所は亀戸労働基準監督署管内または近隣に置く。」

と改正し、江東区の近隣に事務所を置くことができることになりました。

現在東基連の研修センターがある場所に、江戸川支部との合同事務所を考えています。

時期は、今の事務所の契約期間が来年の 2 月までありますので、その前に移転しようと考えています。

各種講習会

新規人事・労務担当者講習会

新規人事・労務担当者を対象として、令和5年6月5日江東区亀戸文化センターにおいて、講習会が開催され31名の方が参加されました。

講師は、亀戸労働基準監督署及び木場職業安定所の職員が講師として、労働基準法、安全衛生法、労働保険法について、法令の解説、届け出・請求手続き、業務上災害、通勤災害の認定等について講義されました。



行事予定

- 1 労働衛生セミナー
日 時 令和5年9月7日（木）午後（カメラアプラザ 3階ホール）
- 2 令和5年10月 人事労務・厚生担当者実務講習会
- 3 令和5年11月 労基法セミナー

- 1 第19回 東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2023
日 時 令和5年7月6日（木）午後1時30分～午後5時00分
場 所 一ツ橋ホール
- 2 第82回 全国産業安全衛生大会
日 時 令和5年9月27日（水）→29日（金）
場 所 愛知県名古屋市

発 行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部
〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-12

T E L 5627-9933

F A X 5627-9939

Eメールアドレス kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp